

## 平成29年度 第3回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 平成29年12月18日（月） 10:00～

2. 場 所 宇都宮市役所 14大会議室

3. 議事

・「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定について

4. その他

・「児童虐待防止・対応の手引」について

5. 出席者

【委 員】青木章彦会長， 釧持幸子副会長， 栗田幹晴委員， 福田清美委員， 山崎英明委員， 小貫敬子委員， 今井恭男委員， 倉益章委員， 坂本登委員， 中野謙作委員， 芥川一男委員， 渡辺智子委員， 石井由貴委員， 青木克介委員， 益子照雄委員， 大金和人委員， 大川直邦委員， 河田隆委員， 金子武蔵委員， 仙波和夫委員， 岩本眞砂枝委員， 高野昭太郎委員

【事 務 局】〔子ども部〕 埴部長， 青木次長

〔子ども未来課〕 栃木課長， 小埴課長補佐， 矢島所長， 清矢総括

〔子ども家庭課〕 田邊課長， 増山室長， 石和課長補佐， 坂和係長

〔保育課〕 谷田部課長， 鈴木康子課長補佐， 豊田副主幹， 大久保係長， 鈴木係長，  
栃木係長， 熊谷主任

〔子ども発達センター〕 鈴木所長， 増淵副所長， 小暮総括

〔生涯学習課〕 増淵課長 横山係長

〔障がい福祉課〕 金子課長補佐， 溝江係長， 中村総括

〔教育センター〕 半田指導主事

6. 公開・非公開の別 公開

7. 傍聴者数 0名

発言者	内 容
会長	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 ・「(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定について (事務局説明)</p> <p>資料1について、具体的な障がい児への必要な支援や計画についての意見を頂きたい。 質問・意見等はあるか。</p>
委員	<p>医療的ケア児について、現在、年中で痰の吸引が必要な子どもを受け入れているが、保護者は、今後の進学先として一般の小学校への入学を希望しており、先日、市教育センターに相談したところ、担当者から来年の12月に小学校を決定し、その後、学校でケアのための看護師を探し、見つからない場合は、見つかるまでの間保護者に対応をお願いする可能性もあるとの回答を受けた。現状は、当園では看護師1名と痰吸引のための講習を受け資格を持った職員5名で対応をしている。県の委託でTBCが実施している痰吸引講習が毎年12月に実施されるのだが、今後、一般の小学校に進学するためには、職員の痰吸引資格取得が必要である。リスクや問題点を考慮しながら、実際に当園で受け入れを決定するまでに、2年の月日を要したことから、入学前年の12月の進学先決定では間に合わないと考える。本計画の策定は、医療的ケア児を持つ家族にとってとても良いことであるが、行政の管轄が乳幼児期と学童児では変わってしまい、連携がうまく取れていないのではないかと感じる。具体的に本計画を進めるにあたり、医療的ケア児の進学について、より迅速に個別に具体的な対応ができるようにしていただきたい。また、通学や学校生活、放課後の公的支援などにより保護者の就労の可否が決まってくることから、そのような子を預かるための細かい計画や人員の配置について、対応をお願いしたい。</p>
会長	<p>医療的ケア児に対する行政機関等の連携、進学時のスケジュール等、意見を踏まえ、事務局より回答を願いたい。</p>
事務局	<p>障がい児の対策支援の中で、医療的ケア児支援関係機関の連携を図るための協議体等をつくるよう国からも示されている。本市において</p>

<p>委員</p>	<p>は、障がい福祉など様々な関係機関が集結した発達支援ネットワーク会議、障がい者実地研究協議会などで、具体的にどのような支援が必要か精査し、協議していききたい。本年度、県の調査において、宇都宮市は20歳未満の医療的ケア児が46名であるとの結果であった。現状を調査し、必要な支援を協議していききたいと考えている。</p> <p>自治会としてお願いしたいのだが、障がい者の支援サービスは大変重要な事業だと考えている。障がい者を地域で見守るのは難しく、医療など専門機関にお願いをせざるを得ないのが現状である。たとえば、徘徊老人の見守りなどは地域で協力できるが、障がい者の見守りは地域での支援は難しい。行政が障がい者に関わる人材を養成し、施設を確保して障がい者の支援を行うのが適切であると思う。野沢地区に県立のざわ特別支援学校があるが、子どもたちの運動会などの行事に自治会で参加したり、災害時には近隣の自治会が応援したりするなど特別支援学校と地域の連携を密にしている。他にも支援施設はあると思うが、行政が力を入れて関係機関と協力し、支援を確立していただきたい。その上で、地域の協力が必要な場合は声をかけていただき、みんなで障がい者を支援していくのが大切であると考えている。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの委員からの医療的ケア児の進学に関わる問題について、お答えする。教育センターでも就学の相談を行っており、就学先に関しては、保護者の意向もあるが、将来、その子が自立していくために、通常の小学校や特別支援学校などの「学びの場」をどこに選択するのがよいかということをお大切にしている。その中で、医療的ケア児だけでなく、知的障害がい児を抱えている保護者については、思いや意識の問題もあり、なかなか相談に来ていただけない状況がある。今年度、知的障がい児を主な対象として就学相談説明会を実施し、学校教育や就学について早めの対応をしていただくよう、保護者に理解していただく取組みを開始した。ご指摘の医療的ケア児に対しても、同様の取組を早期に実施しなければならないと考えているが、早い段階での相談には至っていない。その理由の一つとして、子どもは日々成長し変わっていくものであり、今は年長から相談を始めているが、年長から小学校までの1年間の成長だけでも大きい。そのようなことも踏まえて、相談時期を見定めながら、子どもにとっての最良な学びの場を検討させていただいている。看護師については、なかなか配置できる状況には至っていないが、昨年度、痰の吸引が必要な子どもが通常の小学校に進学したことで、看護師の配置を開始した。昨年度の看護師配置についても、なかなか応募がなく、学校現場における看護への</p>

	<p>不安等，看護師の気持ちの整理など，決定までに時間がかかった。今後，看護師の確保も考えていかなければならないと認識している。また，学校現場で職員が医療行為を行うことについて，現在，委員の保育園で実施されているとのことだが，文科省の通知の中でも先生方が医療行為をすることについては，研修を積んでいれば可能とされているが，同時に看護師が付いて，先生方は補助をするかたちが望ましいと文科省から示されているため，通常の小学校で医療的ケア児をどのように受け入れるか検討している状況である。</p>
<p>会長</p>	<p>的確なニーズの把握に努め、検討して進めてもらいたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の地域における障がい児への支援の質問についてお答えする。障がいの種類については，身体，知的，精神，発達障がい等，また，最近では難病なども障がいとされており，多岐にわたっているため，より専門的な対応を求められている。障がい児に関しては，障がい福祉課及び子ども発達センターにおいて積極的に関わり，対応している。その中で，特別支援学校，通常の小学校での特別支援学級など，障がい児の進学に関しては臨機応変に対応している状況である。この計画の中で，基本理念として「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を掲げており，その中の「共生社会」というものが，「障がいの有無に関わらず全ての人々が安心して暮らしていける社会を目指していきたい」という考え方にに基づき計画を策定している。委員のご意見のとおり，地域においては，専門的な関わりは難しいと考えるが，地域のみなさまには，障がい児等の様子の変化など，何か気付いた場合には，専門機関に連絡するなどの初期段階での見守りについてご協力をお願いしたい。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問・意見等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1 2面の基本施策1で教員の割合を95.9%から100%に増やすとなっているが，どこの教員の割合かお答え願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>小学校・中学校の教員である。</p>
<p>委員</p>	<p>了解した。行政の施策は，国や県等から示され，実施しているものが多いかと思うが，すべての取組が遅いと感じる。実際の現場を見ると，発達障がいなどで支援を必要とする子どもたちがたくさんい</p>

	<p>る。なぜ、いつも対象が小学校・中学校になのか。発達が一番基本になるのは乳幼児期であるのに、そこに目をむけないのか。小学校にスクールカウンセラーとして出向いているが、特別支援学級の専門の先生でさえ、発達障がい児については対応が難しく悩んでいる状態である。心と体の発達支援とあるが、社会性の問題でもあり、後天的か先天的か障がいについての研究の余地は、まだあると思うが、本当に小学校からの準備でよいものか。先駆けて、幼稚園・保育園の段階から予算をかけ、光を当てて、専門的にみられる職員を配置し、関係機関と連携を取りながら、乳幼児期から対応し、子どもの成長を支援していくべきではないか。以前の会議でスポーツ支援の話をしたが、栃木県は他県より体力や学力が低い。文科省の指針では、最近ようやく乳幼児期の運動支援に取り組み始めた。発達支援は、早い時期から対応をしなければならないということを考えていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>発達障がい支援は乳幼児期からの対応が必要であるとの意見であるが、市から回答を願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>1歳6カ月健診や3歳児健診などにおいて、発達障がいなどの兆候が見られる子については、その場で発達センターへの紹介を行っている。その他には、子ども発達センターにおいて、子ども発達相談室を設置して、子どもの発達の遅れなどについて、保護者の相談を受けている。また、保育園や幼稚園から要請があれば、現場に出向き子どもの発達を確認し、必要に応じて子ども発達センターでの診察や療育につなげているところである。保育園・幼稚園と発達センターの連携は大変重要であるため、今後も、引き続き力を入れていく。今回の計画のアンケートでも早期発見・早期支援は重要であるとの意見が出ているため、さらに継続して充実させる必要があると考えている。発達障がい児または兆候のある子の就学については、年長時に教育センターへの相談を呼び掛けている。幼児期の発達障がいの見極めの難しいところは、保護者が障がいを受容できないことがあるため、保護者の気持ちに寄り添いながら、早期療育支援の必要性を促しているところである。発達障がいについては、早期発見・早期支援が大変重要であると認識していることから、今後も、継続して支援を強化していきたいと考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>それに関連して本計画の中で、支援をどのように計画しているかを説明すればわかりやすいと思うが。</p>

事務局	資料1の1枚目裏面のリーディングプロジェクトにある「子育て・子育て支援プロジェクト」における、「医療的ケア児の支援の環境整備」についてはこれまでの計画では無かったものであり、今回、力を入れて取り組んでいきたいと考えている。また、「通学・通所における移動支援事業の充実」などは、保護者への支援でもあり、新しく計画に組み込み、強化していきたいと考えている。
会長	委員の「発達障がい児の早期支援について」の質問について、本計画の中で特に力を入れて取り組んでいく施策の説明をお願いしたい。
事務局	障がい児への早期発見・早期支援については重要なことであり、引き続き取り組んでいきたいと考えている。また、障がいの支援については、障がいに対する周囲の理解が大変重要であると考えているため、計画に掲げる「共生社会の実現」のためにも、障がい児への理解・啓発に関する取組も強化していきたいと考えている。
会長	他に意見・質問等はあるか。
委員	障がい児の受容量についての目標が関係してくると思うが、医療的ケア児の人数報告はあったが、計画の初期の段階で発達障がい児や難病児の数の記載があれば、計画の中における施策の網羅率や障がい児の受容量も想像しやすくなり、プランも検討しやすくなるではないか。また、リーディングプロジェクトの「子育て・子育て支援」の2つ目で、保護者の子育てと就業を両立させるための支援とあるが、具体的な施策のアイデアがあればお聞かせ願いたい。
事務局	発達障がい児の人数の把握は難しいところであるが、計画の素案には障がい者手帳の所持者の人数を記載する予定である。人数の内訳は、18歳未満の身体障がい者手帳の所持者が337名、療育手帳の所持者が1,087名、小児慢性特定疾患が535名である。具体的な支援施策については、居宅訪問型の児童発達支援の対象者で、在宅医療対象の障がい児については、なかなか外出ができないなどの現状があるため、計画策定期間中において、個別の状況などの調査や国の支援策などを考慮し、取組を検討していきたいと考えている。
委員	発達障がい児の人数が把握できないということであるが、先ほど1歳6カ月健診・3歳児健診で所見があった子をフォローしているという回答があった。そういった所見のあった人数は把握できるはずであ

事務局	<p>る。そのような検診時に、発達障がい児の所見があった子どもの人数はデータとして計画に掲載できるのではないかと。また、一般的な発達障がい児の割合は分かると思うが、その割合に対する宇都宮市における推定の割合を把握していかないと、対応が後手になってしまうのではないかと。</p> <p>発達障がい児の概数は、計画の素案に記載する予定である。</p>
会長	<p>ぜひデータを数値化してほしい。</p>
委員	<p>計画を策定するとき実際の数値を示していかないと、支援のベクトルが正しい方向に行かなくなる。概算の数字も大切であり、幼児期に療育を受ける子どもたちを見ている先生方は大体の数字を把握しており、それを概算すると概数としてわかるのではないかと。概数を把握することは専門的なことまでには及ばなくても、ある程度の傾向はつかめるので、その数値を踏まえて乳幼児期からの支援を計画に計上していかないと、対策が後手に回ってしまうと考えるため対応をお願いしたい。</p>
委員	<p>子どもの発達状態を知るテストで「かおテレビ」というものがあり、1歳くらいの乳児になりものが見えるようになると、人間の顔や表情に視線がいく子どもと物にしか視線がいかない子どもに分かれ、ある程度の発達障がい児が把握できるものである。浦安市では10年ほど前から取り入れている。宇都宮市では、そのような話は出ていないと聞いた。推測であるが、発達障がいを医療的な意味で判断するとき、医療関係者の感覚でも3歳くらいでは性格的なものなのか発達障がいなのかは、判断が難しいのではないかと。よって、あいまいのまま、5歳、小学校と進んでしまい結果的に障がい児が発覚する状態である。データであれば数値化されるため、医療器具のようなものがあるならそれらを導入して、乳児期にある程度の兆候を把握すれば、発達障がい児らしき子どもの数を認識することができると思う。ばく然と障がいを啓蒙するとか、母親が心配だから相談に来るとかは受け身の対策である。親が子どもの発達障がいを受容せず相談に来られないとか、相談は必要でないと判断するのであれば、親の権利もあると思うが、本当に大切なのは子供たちの権利のため、一番考えるべきである。また、平成30年度からは幼稚園教育要領が改革されるので、0歳からの教育を文科省も推奨している。小学校からではなく、幼児教育が始まる時点で発達障がいの傾向がはっきりわかるようなシステムを導</p>

<p>会長</p>	<p>入するなど、早い時期に保護者に理解していただくようとりくんでいただきたい。また、小児科医による非常にあいまいな診断により、母親が安心する気持ちに流れてしまうことが現実にあると思う。障がいの早期発見のためにも「かおテレビ」を、ぜひ宇都宮市にも取り入れていただきたい。</p> <p>発達障がいに関する事例の紹介とそういったものの導入等についても、今後、検討していただきたい。</p> <p>他に意見・質問等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>保育園・認定こども園など0歳児から預かりをしている施設だと、経験上2～3日程度で発達障がいの傾向があることがわかる。その場合、市の3歳児検診で保健師を通じて子どもの診断を依頼することがある。しかし、あいまいな子どもについてはそのままになっている。4歳（年中）になると、子ども発達センターから「5歳児チェックリスト」が発送されてきて、保護者が設問に対してチェックを行い、子ども発達センターがそのリストを確認して対応するシステムになっている。現在、リストの見直しをしている段階で、子どもの発達状態について親の捉え方と、幼稚園・保育園の先生の捉え方が乖離しているとの説明を受けた。設問内容の見直しやリストチェックの時期については、担任が変更になったりする繁忙期の4月であるため、時期の変更を検討してもらいたい思いであるが、あのチェックリストとは別に、現場の先生から意見を拾い上げるようなシステムとして、例えば担任している子の中で発達が気になる子の人数や、その症状などを直接聞くようなシステムがあると、発達障がい児の人数を把握することができ、子ども発達センターの職員の巡回相談につなげていくこともできる。以前、アメリカに視察に行った際に、見学した現地の幼稚園のことだが、子ども16人のクラスに先生が7人いた。資格を持った先生が2人、補助が1人、その他にソーシャルワーカーや言語聴覚士などそれぞれの専門家が配置されていた。このシステムは、5施設に1つ支援のための相談チームが配置されており、週に1回巡回しているとのことであった。これは、お金も人手もかかるシステムなので実現は難しいが、現場から依頼があってから動くのではなく、何か月に1回でも、子どもの発達センターの職員や地区の保健師などが幼稚園・保育園等に出向き現場の相談にのるなど、現場に寄り添った積極的な巡回システムの構築など、一步踏み込んだ支援体制を考えていただきたい。</p>

会長	本計画についての意見として、事務局は検討していただきたい。 他に質問・意見等はあるか。
委員	障がい児と認定された子どもは計画に沿って充実した支援等を受けられると考えるが、それ以前の障がい児と認定されない子どもについてだが、今は、小さい時から集団保育に入所している子どもがとても多く、その部分に光を当てることが大きな課題と考える。健診や発達相談などで調査していただいているが、その後、より積極的なフォローができないものだろうか。障がい児の認定は、親の受容や承認が必要であり、認定されなければ支援も受けられない。認定を受けられない障がい児が、特に中学生にたくさん存在する。そのような子どもにも手厚い保育が提供でき、親への支援も併せてできるような施策を計画策定において反映させていただきたい。
事務局	グレーゾーンの子どものについては、現場での気づきが相談や親への理解につながっていくと考える。そのため現場では研修を重ね、巡回訪問で専門職員が必要な支援等を実施している。現状を踏まえ、本計画に反映できるよう検討していく。
委員	グレーゾーンの子どものについては、親の承認がなくても社会的に何らかの支援ができる体制の構築をお願いしたい。
会長	他に意見・質問等はあるか。
委員	資料1・2面第4章 基本施策1の①で特別支援教育の推進において児童生徒の実態に応じた指導を実践している教員の割合が95.9%とあるが、これは小中学校の教員側からとった資料だと思うが、実際特別支援教育の対象になっている子の保護者から意見を聞いた場合、この割合はかなり低くなってしまわないかと考える。私は、発達障がい児や非行少年などの支援に関わっているが、学校側の発達障がい児に対する理解が不十分で、それが障がい児や親の苦悩につながっていると感じている。例えば、発達障がい児にとって「宿題」は大きな課題であり、学校では頑張れるが、家庭で宿題をこなすのは難しい状況であることを保護者が学校に相談しても真剣に聞いてもらえなかったり、子どもの苦手なことを事前に知らせているが、教員の判断で取り組ませたりと、発達障がい児について特別支援の先生はある程度理解ができているが一般教員はほとんどできていない状態であり、障がい児本人・保護者の苦悩はとても大きい。そういった意味での特

	<p>別支援や発達障がい、その疑いのある子、また、その保護者に対する特段の配慮が必要であると思う。特別支援教育のみならず、法改正によって、発達障がいの疑いのある子どもに対しても個別支援計画を策定するよう法律に明記されたのであれば、学校教育全体において発達障がいに対する理解を深めるため、資料やプログラムなどの作成をお願いしたい。</p>
会長	<p>学校の先生方に対し、発達障がいを理解するプログラムが必要という意見である。事務局から回答をいただきたい。</p>
事務局	<p>資料の数字については、小・中学校の教員一人ひとりへのアンケートによるものである。学校側においても、発達障がい児やその疑いのある子どもに対しての相談や対応について質を高めるよう、引き続き教職員研修の実施等に取り組んでいく。</p>
会長	<p>他に質問・意見等はあるか。 「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉計画」について、本日の意見等を踏まえ策定を進めることとしてよろしいか。</p>
委員	<p>(了承)</p>
会長	<p>本日、多くの意見が出されたが、事務局は、計画の策定に反映させていただくようお願いしたい。</p>
	<p>3 その他 ・「児童虐待防止・対応の手引き」について</p>
会長	<p>本日の議事は以上となるが、「その他」として前回の会議の中で事務局より紹介があった「児童虐待防止・対応の手引き」について、委員の方から、さらに詳しい説明をとの声もあったことから、その詳細について事務局より説明がある。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
会長	<p>質問・意見等はあるか。</p>
委員	<p>パンフレット2ページの児童虐待の状況において、親からの虐待が多いとの結果が出ているが、資料には載っていない学校の教職員による</p>

	<p>虐待があると聞いており、その問題は大きいと感じている。楽しいはずの学校生活で受ける虐待は、子どもの成長に大きな傷を残すことになるため、親に事情を話せずに悩んでいる子どもがいることを知っていただき、家庭だけではなく、学校含めた全ての場所での虐待が防止できるよう対応していただきたい。また、11月は児童虐待防止月間であったが虐待の発生はあったのかどうか、参考までに教えていただきたい。最後に、今回の発達障がいの手引きのパンフレットは各自治会に配布できるのかお聞きしたい。宇都宮市には797自治会が存在するが、地域で子どもたちを守るためにもパンフレットを配布し、役立てたいと考える。</p>
会長	3点の質問に対し事務局から回答を願いたい。
事務局	<p>11月の児童虐待防止月間中についてだが、虐待の通報はあった。児童虐待の通報は実際の虐待、または虐待の疑いがある場合に子どもの安全を守るためにお願いしているものであるが、11月にこの手引きを各関係機関に配布したため、通常より通報が増加し、職員の児童虐待に対する意識が高まったことが原因であると考えている。通報の中には虐待とは言えないものも多くあったが、未然防止の観点から早めに相談をしていただくのは、実際の虐待につなげないためにも大変良いことだと思っている。実際の虐待については、今後、その家庭に寄り添って対応していきたいと考えている。</p>
会長	教職員による虐待について回答はあるか。
事務局	<p>直接、教職員の相談に関わってはいないが、委員のご指摘の件は、あるべきものではなく、好ましくない状況であると考えている。十分に認識し、学校、教職員の研修などで話をするなど、対応しているが、今後、取組について再確認をしていきたい。</p>
会長	パンフレットの自治会への配布についてはいかがか。
事務局	<p>発達障がいのパンフレットについては、部数を確認し、各自治会長に配布するよう担当課と調整を行う。</p>
会長	他に質問・意見等はあるか。
委員	手引きの2ページ図4の被虐待者・虐待者の内訳のグラフで、被虐待

事務局	<p>者が未就学児の割合が 55%となっている。手引きの「はじめに」のところに、「民生委員児童委員・主任児童委員はそれぞれの地域で児童虐待ネットワークの中核となる立場で」との記載があるが、未就学児の被虐待者の割合が半数以上を占めているにもかかわらず、幼稚園・保育園・認定こども園等と民生委員児童委員・主任児童委員との係わりがほぼ無い状況である。委員と小中学校との連携はしているのではないかと考えるが、どのように連携をしているのかお聞きしたい。</p> <p>担当地区の幼稚園・保育園などの施設と連携を結んでいる民生児童委員・主任児童委員は、担当外の地区から園に通っている子の相談について受けにくい状況がある。主任児童委員の研修会でも同様の意見があったが、担当地区の園に担当外の地区から通っている子どもの相談を受けた場合、相談を受けた子どもの地域の主任児童委員に家庭状況を調査してもらわなくてはならない。しかし、個人情報関係で園からの聞き取り情報を、対象となる子の担当地区の委員に伝えてよいのかという意見があった。このような事情により、地域の主任児童委員と幼稚園・保育園のつながりが薄くなってしまっていると考えている。先日の研修会で明らかになった問題点は、4会協の中では情報の交換ができるので、例えば子ども家庭支援室が情報を聞き、相談を受けた子の担当地区の主任児童委員に連絡して調査を行うなど、ネットワーク機能を改善していきたいと考えている。また、保育園・幼稚園の先生方には、地域の主任児童委員を知っていただき相談したり、それが難しい場合には、直接子ども家庭支援室に連絡をしたりしていただければ、担当地区の主任児童委員に連絡し、対応することができるので活用していただきたい。</p>
会長	<p>他に意見・質問等はあるか。</p> <p>ないようなので、事務局から連絡等はあるか。</p> <p>(事務連絡)</p>
事務局 会長	<p><b>4 閉会</b></p> <p>以上で、第3回宇都宮市子ども・子育て会議を閉会する。</p>